

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の指定

○ 犬養木堂記念館の指定管理者の指定

○ 岡崎嘉平太記念館の指定管理者の指定

○ 岡山武道館の指定管理者の指定

○ 岡山県津山総合体育館等の指定管理者の指定

○ 岡山県美作ラグビー・サッカー場の指定管理者の指定

○ 岡山県備前テニスセンターの指定管理者の指定

○ 岡山県津山陸上競技場の指定管理者の指定

○ 岡山県テクノサポート岡山の指定管理者の指定

○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の指定

○ 岡山県立森林公園の指定管理者の指定
保安林の指定予定

○ 総合グラウンド等の指定管理者の指定

国際課

文化振興課

スポーツ振興課

〃

〃

〃

産業振興課

農産課

林政課

治山課

都市計画課

目次

担当課（室）

○ 岡山県牛窓ヨットハーバーの指定管理者の指定

○ 県営住宅の指定管理者の指定

○ 決算の要領

【公告】

○ 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第四期中期目標の公表

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 土地収用法に基づく立入りの許可

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

〃 落札者等の決定

【企業局】

○ 一般競争入札の実施

【人事委員会】

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

○ 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

○ 選考を任命権者に委任する職の範囲
（以上県例規集登載）

港湾課

住宅課

会計課

健康推進課

経営支援課

監理課

建築指導課

〃

〃 用度課

警察本部会計課

総務企画課

人事委員会

〃

〃

<p>目次</p>	<p>【選挙管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 政治団体の名称等の公表○ 政治団体の代表者等の異動○ 政治団体の解散 <p>【監査公表】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和三年度の監査の結果の公表 <p>【正誤】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 不在者投票を行うことができる施設の指 定の一部改正の正誤 <p>(県例規集登載)</p>
<p>担当課(室)</p>	<p>選挙管理委員会 " " " " 監査事務局 選挙管理委員会</p>
<p>目次</p>	
<p>担当課(室)</p>	

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百二十六号

岡山県岡山国際交流センター条例（平成七年岡山県条例第七号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区奉還町二丁目二番一号

岡山県岡山国際交流センター

二 指定管理者となる団体

岡山市北区奉還町二丁目二番一号

一般財団法人岡山県国際交流協会

代表理事 野崎 泰彦

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百二十七号

岡山県犬養木堂記念館条例（平成五年岡山県条例第二十八号）第十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区川入一〇二番地一

犬養木堂記念館

二 指定管理者となる団体

岡山市北区表町一丁目七番一五号

公益財団法人岡山県郷土文化財団

理事長 石井 清裕

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百二十八号

岡山県岡崎嘉平太記念館条例（平成十三年岡山県条例第五十号）第十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

加賀郡吉備中央町吉川四八六〇番地六

岡崎嘉平太記念館

二 指定管理者となる団体

岡山市北区表町一丁目七番一五号

公益財団法人岡山県郷土文化財団

理事長 石井 清裕

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百二十九号

岡山武道館条例(昭和四十五年岡山県条例第五十一号)第十三条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区いずみ町二番一―八号

岡山武道館

二 指定管理者となる団体

岡山市北区いずみ町二番一―八号

公益財団法人岡山県武道振興会

理事長 山本晋一郎

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百三十号

岡山県津山体育館条例（昭和五十一年岡山県条例第六十六号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県津山総合体育館

1 管理を行わせる施設

津山市山北六六九番地

岡山県津山総合体育館

2 指定管理者となる団体

津山市山北五二〇番地

津山市

津山市市長 谷口 圭三

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二 岡山県津山東体育館

1 管理を行わせる施設

津山市林田一二〇〇番地二

岡山県津山東体育館

2 指定管理者となる団体

津山市山北五二〇番地

津山市

津山市市長 谷口 圭三

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百三十一号

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例（昭和六十三年岡山県条例第二十七号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

美作市入田四三六番地三

岡山県美作ラグビー・サッカー場

二 指定管理者となる団体

美作市栄町三八番地二

美作市

美作市長 萩原 誠司

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百三十二号

岡山県備前テニスセンター条例（平成三年岡山県条例第十二号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

備前市久々井七四七番地

岡山県備前テニスセンター

二 指定管理者となる団体

備前市東片上一二六番地

備前市

備前市長 吉村 武司

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百三十三号

岡山県津山陸上競技場条例（平成六年岡山県条例第十四号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

津山市志戸部二四五番地

岡山県津山陸上競技場

二 指定管理者となる団体

津山市山北五二〇番地

津山市

津山市長 谷口 圭三

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百三十四号

岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区芳賀五三〇一番地

岡山県テクノサポート岡山

二 指定管理者となる団体

岡山市北区芳賀五三〇一番地

公益財団法人岡山県産業振興財団

理事長 佐藤 兼郎

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百三十五号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市東区竹原五〇五番地

岡山県立青少年農林文化センター三徳園

二 指定管理者となる団体

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

理事長 京 博司

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百三十六号

岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

苦田郡鏡野町羽出及び上齋原地内

岡山県立森林公園

二 指定管理者となる団体

苦田郡鏡野町上齋原四〇九番地

一般財団法人上齋原振興公社

理事長 山崎 親男

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富西谷字立尾二四七九の一、二四八三の二から二四八三の六まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百三十八号

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）第二十九条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 総合グラウンド

1 管理を行わせる施設

岡山市北区いずみ町二ー一他

総合グラウンド

2 指定管理者となる団体

岡山市北区いずみ町二番一ー十一号

岡山県総合グラウンドコンソーシアム・チーム岡山

代表者 房野 文彦

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二 倉敷スポーツ公園

1 管理を行わせる施設

倉敷市中庄三二五〇ー一番地

倉敷スポーツ公園

2 指定管理者となる団体

倉敷市中庄三二五〇ー一番地

公益財団法人倉敷スポーツ公園

理事長 松尾 茂樹

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百三十九号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例（昭和六十二年岡山県条例第二十六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

瀬戸内市牛窓町牛窓五四一四番地の七

岡山県牛窓ヨットハーバー

二 指定管理者となる団体

瀬戸内市牛窓町牛窓五四一四番地の七

一般財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会

代表理事 岡崎 彬

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百四十号

岡山県営住宅条例(平成九年岡山県条例第三十九号)第七十一条第一項の規定により、
指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県営住宅原尾島団地

- 1 管理を行わせる施設
岡山市中区原尾島二丁目
県営住宅原尾島団地
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二 県営住宅光ヶ丘団地

- 1 管理を行わせる施設
岡山市中区湊四五一番地
県営住宅光ヶ丘団地
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

三 県営住宅東岡山団地

- 1 管理を行わせる施設
岡山市中区長岡
県営住宅東岡山団地
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 県営住宅西大寺団地

- 1 管理を行わせる施設
岡山市東区可
県営住宅西大寺団地
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

五 県営住宅芳賀佐山団地
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

1 管理を行わせる施設
岡山市北区芳賀

2 県営住宅芳賀佐山団地
指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英
3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

六 県営住宅うらす団地
1 管理を行わせる施設
岡山市南区浦安本町九四番地の一四

2 県営住宅うらす団地
指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英
3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

七 県営住宅築港団地
1 管理を行わせる施設
玉野市築港二丁目二五番

2 県営住宅築港団地
指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英
3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

八 県営住宅玉大池団地
1 管理を行わせる施設
玉野市玉原二丁目一五番

2 県営住宅玉大池団地
指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英
3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

九 県営住宅玉原団地
1 管理を行わせる施設
玉野市玉原二丁目八番ほか
県営住宅玉原団地

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十 県営住宅伊部団地
1 管理を行わせる施設
備前市伊部九〇番地
県営住宅伊部団地
指定管理者となる団体
2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十一 県営住宅山陽団地
1 管理を行わせる施設
赤磐市山陽
県営住宅山陽団地
指定管理者となる団体
2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十二 県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）
1 管理を行わせる施設
和気郡和気町泉二五〇番地
県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）
指定管理者となる団体
2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十三 県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）
1 管理を行わせる施設
和気郡和気町泉二五〇番地
県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）
指定管理者となる団体
2 和気郡和気町尺所五五五番地
和気町
和気町長 草加 信義
3 指定の期間

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

- 十四
1 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
県営住宅老松団地
管理を行わせる施設
倉敷市老松町三丁目二番
県営住宅老松団地
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十五
1 県営住宅中庄団地
管理を行わせる施設
倉敷市中庄団地
県営住宅中庄団地
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十六
1 県営住宅笹沖団地
管理を行わせる施設
倉敷市笹沖八番地
県営住宅笹沖団地
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十七
1 県営住宅中洲団地
管理を行わせる施設
倉敷市安江五五〇番地の一
県営住宅中洲団地
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十八
1 県営住宅菰池団地
管理を行わせる施設
倉敷市菰池二丁目三番
県営住宅菰池団地

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十九 県営住宅中山団地
1 管理を行わせる施設
倉敷市児島小川一〇丁目
県営住宅中山団地
2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十 県営住宅長尾団地
1 管理を行わせる施設
倉敷市玉島爪崎五六五番地の一
県営住宅長尾団地
2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十一 県営住宅富田団地
1 管理を行わせる施設
倉敷市玉島八島一七九〇番地の二
県営住宅富田団地
2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十二 県営住宅柏島団地
1 管理を行わせる施設
倉敷市玉島柏島四三四八番地
県営住宅柏島団地
2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

二十三 県営住宅総社団地
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

1 管理を行わせる施設

総社市中央一丁目一九番

県営住宅総社団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二十四 県営住宅総社泉団地

1 管理を行わせる施設

総社市泉五番地の三一

県営住宅総社泉団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二十五 県営住宅津山団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇九番地

県営住宅津山団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二十六 県営住宅林田団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇八番地二

県営住宅林田団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二十七 県営住宅河辺団地

1 管理を行わせる施設

津山市河辺七二三番地

県営住宅河辺団地

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十八 県営住宅高野団地
1 管理を行わせる施設
津山市高野山西四二四番地
県営住宅高野団地
指定管理者となる団体
- 2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十九 県営住宅佐良山団地
1 管理を行わせる施設
津山市一方二八五番地
県営住宅佐良山団地
指定管理者となる団体
- 2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 三十 県営住宅笠岡団地
1 管理を行わせる施設
笠岡市富岡一八二番地の一
県営住宅笠岡団地
指定管理者となる団体
- 2 笠岡市中央町一番地の一
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文
- 3 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 三十一 県営住宅井原団地
1 管理を行わせる施設
井原市井原町一四〇二番地の二
県営住宅井原団地
指定管理者となる団体
- 2 井原市井原町三一一番地の一
井原市
井原市長 大舌 勲
- 3 指定の期間

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

三十二 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
三十二 県営住宅勝間田団地

1 管理を行わせる施設

勝田郡勝央町勝間田三二番地三

県営住宅勝間田団地

2 指定管理者となる団体

勝田郡勝央町勝間田二〇一番地

勝央町

勝央町長 水嶋 淳治

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

三十三 県営住宅吉備高原団地

1 管理を行わせる施設

加賀郡吉備中央町上野二四七〇番地四

県営住宅吉備高原団地

2 指定管理者となる団体

加賀郡吉備中央町豊野一番地二

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

◎岡山県告示第六百四十一号

令和三年十二月二十二日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、次のとおりである。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 一般会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 県 税		231,105,573,780
	1 県 民 税	61,635,590,727
	2 事 業 税	47,745,906,715
	3 地 方 消 費 税	67,752,195,842
	4 不 動 産 取 得 税	4,851,183,384
	5 県 た ば こ 税	1,924,442,695
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	626,952,575
	7 軽 油 引 取 税	19,050,824,335
	8 自 動 車 税	26,899,434,728
	9 鉱 区 税	10,736,400
	10 狩 猟 税	16,943,300
	11 産 業 廃 棄 物 処 理 税	533,938,060
	12 旧 法 に よ る 税	57,425,019
2 地 方 消 費 税 清 算 金		81,671,556,625
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	81,671,556,625
3 地 方 譲 与 税		30,097,619,009
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	27,346,728,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,366,314,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	79,060,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	172,659,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	9
	6 森 林 環 境 譲 与 税	117,954,000
	7 航 空 機 燃 料 譲 与 税	14,904,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,216,087,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,216,087,000
5 地 方 交 付 税		162,540,334,000
	1 地 方 交 付 税	162,540,334,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		379,349,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	379,349,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,745,557,819
	1 負 担 金	4,745,557,819
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,279,449,146
	1 使 用 料	6,392,336,802
	2 手 数 料	2,887,112,344
9 国 庫 支 出 金		169,985,459,817
	1 国 庫 負 担 金	35,071,571,509
	2 国 庫 補 助 金	133,397,606,076
	3 委 託 金	1,516,282,232
10 財 産 収 入		2,433,522,424
	1 財 産 運 用 収 入	848,787,077
	2 財 産 売 払 収 入	1,584,735,347
11 寄 附 金		216,825,460
	1 寄 附 金	216,825,460
12 繰 入 金		6,652,586,142
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,183,649,382
	2 基 金 繰 入 金	5,467,341,760
	3 企 業 会 計 繰 入 金	1,595,000

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

13 諸 収 入		12,739,575,076
	1 延滞金, 加算金及び過料等	321,352,678
	2 県 預 金 利 子	3,932,391
	3 貸 付 金 元 利 収 入	240,469,755
	4 受 託 事 業 収 入	2,324,410,504
	5 収 益 事 業 収 入	2,746,108,296
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	0
	7 雑	7,103,301,452
14 県 債		112,293,403,666
	1 県 債	112,293,403,666
15 繰 越 金		5,018,660,852
	1 繰 越 金	5,018,660,852
歳 入 合 計		830,375,559,816
歳 出		
款	項	決 算 額
1 議 会 費	1 議 会 費	1,474,439,578
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	43,948,479,374
	2 企 画 費	17,615,815,495
	3 地 方 振 興 費	4,056,367,715
	4 徴 税 費	2,838,679,803
	5 市 町 村 振 興 費	8,955,519,213
	6 選 挙 費	961,223,411
	7 統 計 調 査 費	765,429,270
	8 統 計 調 査 費	1,110,272,702
	9 県 民 生 活 費	2,029,169,369
	10 防 災 費	1,482,016,979
	11 環 境 費	3,845,050,649
	12 人 事 委 員 会 費	125,226,728
	13 監 査 委 員 費	163,708,040
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	129,606,641,775
	2 児 童 福 祉 費	104,642,855,230
	3 生 活 保 護 費	22,921,199,947
	4 災 害 救 助 費	994,809,388
		1,047,777,210
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	57,856,724,976
	2 環 境 衛 生 費	48,073,571,185
	3 保 健 所 費	1,612,014,087
	4 医 薬 費	2,167,467,474
		6,003,672,230
5 労 働 費	1 労 政 費	1,312,188,304
	2 職 業 政 訓 練 費	381,944,440
	3 労 働 委 員 会 費	827,305,337
		102,938,527
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	37,953,172,130
	2 畜 産 業 費	9,438,168,466
	3 農 地 業 費	4,474,962,779
	4 林 業 費	14,069,103,260
	5 水 産 業 費	8,824,727,271
		1,146,210,354

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

7 商 工 費	1 商 業 費 2 工 鉦 業 費 3 観 光 費	24,616,216,765 11,851,152,391 12,245,789,130 519,275,244
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 り よ う 費 3 河 川 海 岸 費 4 港 湾 費 5 都 市 計 画 費 6 住 宅 費	80,989,347,652 6,878,853,090 31,132,292,061 31,440,388,925 7,704,802,892 2,639,587,764 1,193,422,920
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費 2 警 察 活 動 費	50,050,519,137 49,155,960,069 894,559,068
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 高 等 学 校 費 5 特 別 支 援 学 校 費 6 大 学 費 7 社 会 教 育 費 8 保 健 体 育 費	147,830,993,109 31,089,959,359 38,754,851,215 21,810,545,193 37,791,876,728 13,102,380,251 2,230,675,599 2,113,000,364 937,704,400
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 3 一 般 施 設 災 害 復 旧 費	10,858,475,897 2,016,596,339 7,367,007,558 1,474,872,000
12 公 債 費	1 公 債 費	102,419,560,577 102,419,560,577
13 諸 支 出 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金 2 個 人 県 民 税 所 得 割 交 付 金 3 利 子 割 交 付 金 4 配 当 割 交 付 金 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 6 法 人 事 業 税 交 付 金 7 地 方 消 費 税 交 付 金 8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 9 自 動 車 取 得 税 交 付 金 10 環 境 性 能 割 交 付 金 11 軽 油 引 取 税 交 付 金 12 利 子 割 精 算 金 13 産 業 廃 棄 物 処 理 税 交 付 金	122,060,754,613 68,661,198,625 107,621,000 265,823,000 1,329,393,000 1,161,778,000 2,193,112,000 41,354,953,000 421,295,994 0 713,581,994 5,707,279,000 0 144,719,000
14 予 備 費	1 予 備 費	0 0
歳 出 合 計		810,977,513,887
歳入歳出差引残額		19,398,045,929 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,704,784 3,704,784
2 繰 越 金	1 繰 越 金	119,139,993 119,139,993
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	59,503,463 4,864 59,073,382 425,217
歳 入 合 計		182,348,240
歳 出		
款	項	決 算 額
1 民 生 費	1 児 童 福 祉 費	62,600,768 62,600,768
歳 出 合 計		62,600,768
歳入歳出差引残額		119,747,472 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	46,408,686,320 46,408,686,320
2 国庫支出金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	51,512,937,516 35,518,643,516 15,994,294,000
3 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	64,578,389,956 64,578,389,956
4 共同事業交付金	1 共同事業交付金	244,330,286 244,330,286
5 財産収入	1 財産運用収入	3,241,495 3,241,495
6 繰入金	1 一般会計繰入金 2 基金繰入金	10,131,889,663 10,040,391,675 91,497,988
7 繰越金	1 繰越金	7,815,126,365 7,815,126,365
8 諸収入	1 雑 入 2 県 預 金 利 子	382,409,212 381,908,730 500,482
9 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	58,810,973 58,810,973
歳 入 合 計		181,135,821,786
歳 出		
款	項	決 算 額
1 総務費	1 総 務 管 理 費 2 運 営 協 議 会 費	59,917,101 59,072,508 844,593
2 保険給付費等交付金	1 保険給付費等交付金	138,619,937,556 138,619,937,556
3 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	22,250,836,466 22,250,836,466
4 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	40,596,359 40,596,359
5 介護納付金	1 介 護 納 付 金	7,019,268,217 7,019,268,217
6 病床転換支援金等	1 病床転換支援金等	129,106 129,106

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	225,240,906 225,240,906
8 基金支出金	1 基金支出金	7,719,988 7,719,988
9 保健事業費	1 保健事業費	36,006,007 36,006,007
10 基金積立金	1 基金積立金	3,241,495 3,241,495
11 諸支出金	1 償還金	2,014,279,548 2,014,279,548
12 繰出金	1 繰出金	14,222,000 14,222,000
歳出合計		170,291,394,749
歳入歳出差引残額		10,844,427,037 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	81,726,113 81,726,113
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	0 0
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	956,892,016 956,892,016
4 繰 越 金	1 繰 越 金	1,815,924 1,815,924
5 諸 収 入	1 雑 入	22,317,211 22,317,211
6 県 債	1 県 債	49,800,000 49,800,000
歳 入 合 計		1,112,551,264
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	1,098,433,632 671,321,616 427,112,016
歳 出 合 計		1,098,433,632
歳入歳出差引残額		14,117,632 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	0 0
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	37,829,000 37,829,000
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,673,245,157 1,673,245,157
4 繰 越 金	1 繰 越 金	22,940,856 22,940,856
5 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 収 入	35,918,910,195 35,916,000,000 2,910,195
歳 入 合 計		37,652,925,208
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費 2 公 債 費	37,619,986,908 37,525,093,464 94,893,444
歳 出 合 計		37,619,986,908
歳入歳出差引残額		32,938,300 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	0 0
2 繰 越 金	1 繰 越 金	185,789,686 185,789,686
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 入	453,900,302 453,888,170 12,132
4 県 債	1 県 債	221,500,000 221,500,000
歳 入 合 計		861,189,988
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	664,655,463 664,655,463
歳 出 合 計		664,655,463
歳入歳出差引残額		196,534,525 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	107,558 107,558
2 繰 越 金	1 繰 越 金	339,729,665 339,729,665
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 収 入	19,569,979 19,556,000 13,979
歳 入 合 計		359,407,202
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 水 産 業 費	107,558 107,558
歳 出 合 計		107,558
歳入歳出差引残額		359,299,644 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 越 金	1 繰 越 金	1,874,727,841 1,874,727,841
2 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	646,225,440 87,635 646,067,805 70,000
3 県 債	1 県 債	99,692,000 99,692,000
歳 入 合 計		2,620,645,281
歳 出		
款	項	決 算 額
1 商 工 費	1 商 工 費	731,798,787 731,798,787
歳 出 合 計		731,798,787
歳入歳出差引残額		1,888,846,494 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書
(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入		356,677,018
	1 財 産 売 払 収 入	355,193,408
	2 財 産 運 用 収 入	1,483,610
2 繰 越 金		2,653,441,747
	1 繰 越 金	2,653,441,747
歳 入 合 計		3,010,118,765
歳 出		
款	項	決 算 額
1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費		856,017,886
	1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	22,343,338
	2 公 債 費	833,674,548
歳 出 合 計		856,017,886
歳入歳出差引残額		2,154,100,879 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	988,920,072
	2 土 地 開 発 基 金 繰 入 金	932,756,792
		56,163,280
2 繰 越 金	1 繰 越 金	580,207,911
		580,207,911
歳 入 合 計		1,569,127,983
歳 出		
款	項	決 算 額
1 道 路 等 用 地 取 得 費	1 道 路 等 用 地 取 得 費	892,138,228
		892,138,228
2 公 共 用 地 等 取 得 費	1 公 共 用 地 等 取 得 費	72,425,232
		72,425,232
歳 出 合 計		964,563,460
歳入歳出差引残額		604,564,523 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	121,953,169 121,953,169
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	85,000 85,000
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	130,604,000 130,604,000
4 繰 越 金	1 繰 越 金	9,554,195 9,554,195
5 諸 収 入	1 雑 入	8,664,834 8,664,834
歳 入 合 計		270,861,198
歳 出		
款	項	決 算 額
1 後 楽 園 費	1 後 楽 園 費	261,738,265 261,738,265
歳 出 合 計		261,738,265
歳入歳出差引残額		9,122,933 円
うち基金繰入額		－ 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	333,898,041 333,898,041
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	715,706,888 212,308,710 503,398,178
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	199,975,913 199,975,913
4 繰 越 金	1 繰 越 金	2,699,095,232 2,699,095,232
5 諸 収 入	1 雑 入	472,740,117 472,740,117
6 県 債	1 県 債	2,198,800,000 2,198,800,000
歳 入 合 計		6,620,216,191
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土 木 費	1 港 湾 費 2 臨 海 土 地 造 成 費 3 公 債 費	4,402,927,902 330,875,022 2,113,662,004 1,958,390,876
歳 出 合 計		4,402,927,902
歳入歳出差引残額		2,217,288,289 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	2,867,260,065 2,867,260,065
2 証紙代金収納 計 器 収 入	1 証紙代金収納計器収入	2,290,299,600 2,290,299,600
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	120,786,915 120,786,915
4 繰 越 金	1 繰 越 金	241,630,671 241,630,671
歳 入 合 計		5,519,977,251
歳 出		
款	項	決 算 額
1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	2,991,504,021 2,991,504,021
2 証紙代金収納 計 器 費	1 証紙代金収納計器管理費	2,354,858,965 2,354,858,965
歳 出 合 計		5,346,362,986
歳入歳出差引残額		173,614,265 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 用 品 収 入	1 用 品 収 入	179,379,407 179,379,407
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	4,801,588 4,801,588
3 繰 越 金	1 繰 越 金	4,132,707 4,132,707
歳 入 合 計		188,313,702
歳 出		
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	174,398,084 174,398,084
歳 出 合 計		174,398,084
歳入歳出差引残額		13,915,618 円
うち基金繰入額		— 円

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

令和2年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	122,900,285,440
	2 特 別 会 計 繰 入 金	102,417,924,829
	3 基 金 繰 入 金	3,832,360,611
		16,650,000,000
2 県 債	1 県 債	100,083,390,000
		100,083,390,000
歳 入 合 計		222,983,675,440
歳 出		
款	項	決 算 額
1 公 債 費	1 公 債 費	222,983,675,440
		222,983,675,440
歳 出 合 計		222,983,675,440
歳入歳出差引残額		0 円
うち基金繰入額		— 円

〔五三三〕 地方独立行政法人岡山県精神医療センター 第四期中期目標のとりきり公表する。

令和三年十一月十四日

岡山県庁 企画課 長 岡 野 大 貴

地方独立行政法人岡山県精神医療センター 第四期中期目標

第3期中期目標の総括について

地方独立行政法人岡山県精神医療センターは、第2期中期目標期間に引き続き、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分にいかし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、改革を継続している。

公立病院として、心神喪失者等医療観察法に基づく司法精神入院棟を運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、発達障害児（者）に対する治療の充実など、高い専門性を発揮するとともに、「依存対策総合支援事業」「難治性精神疾患地域移行促進事業」「子ども心の診療ネットワーク事業」等を受託し、先進医療普及の一翼を担っている。また、身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院との連携を強化するとともに、24時間365日の救急対応を実施し、精神科救急医療の中心的役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。さらに、令和2年3月に「災害拠点精神科病院」の指定を受け、平時から災害派遣医療チーム（DMAT）等関係機関との連携強化及び技能維持に努めている。

また、地域の医療や福祉・行政等の関係機関と積極的に連携し、入院医療から地域移行・地域定着の取組を推進した。

第1 基本的な役割

「岡山県保健医療計画」「岡山県障害福祉計画」等に基づき、公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、及び幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。

第2 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民のための病院であることを常に意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組みこと。

1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

① 政策的医療（公的医療機関に求められる医療）の推進
精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療、心神喪失者等医療観察法や新たな感染症への対応などの政策的医療の推進に努めること。

② 重点的に取り組む医療

入院医療から地域生活への移行と定着を促進する精神医療を目指す中で、急性期を中心とした精神科医療領域の医療連携体制を確保すること。また、あらゆる領域の精神科医療に取り組み中で、児童・思春期精神疾患や発達障害、治療抵抗性のある患者への対応、依存症への対応など、専門的な領域において、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実に努めること。

災害など重大な危害が発生した場合には、災害拠点精神科病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な中心的な役割を果たすこと。

- ③ 県内の精神科医療水準の向上
精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、専門性が高い精神科医の養成に取り組むなど、県内の精神科医療水準の向上を図ること。
また、精神科救急や自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者、高齢の精神疾患患者への対応などにおいて、外来・ダイヤケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保を行うこと。
さらに、遠隔診療などICTの活用を進め、精神科医療の向上に寄与すること。
- ④ 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及
地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため、医療の提供だけでなく、幅広く普及啓発に取り組み、こころのバリアフリーを推進し、お互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。
- 2 患者の尊厳を重視した医療の提供
精神科医療においては、特に、患者の権利が尊重され、侵害されないように最大限の配慮を行う必要がある。
そのため、法令等の遵守はもとより、個人情報保護の配慮しながら、患者や家族等への医療の情報開示に積極的に取り組むこと。
- 3 医療の質及び安全の確保
① 医療水準の向上
大学病院等との連携により診断と必要な医療の提供を行うこと。また、医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努めること。さらに、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患の治療等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。
② 医療安全対策の徹底・検証
医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。
- 4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化
① 地域移行・生活支援のための体制整備
「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むこと。また、地域移行に向けた支援及び生活を支える医療・福祉サービスと連携するための体制整備を行うこと。
② 地域医療連携の強化
患者がより適正な医療を受けられるよう、精神科医療機関との連携にとどまらず、地域の医療機関との病診・病病連携の更なる推進を図ること。
③ 在宅医療充実のための体制整備
精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉の関係者による切れ目のない支援を行う必要があることから、居住支援関係者も含めた関係機関との重層的な連携を強化するとともに、通所サービスだけでなく、訪問診療や訪問看護など、多職種によるアウトリーチ等、在宅医療充実のための体制整備に取り組むこと。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の趣旨を十分に生かして、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

第5 財務内容の改善に関する事項

公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

公立病院として継続的に医療を提供できるように、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

- 1 施設及び医療機器の整備に関する計画
医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。
- 2 適正な就業環境の整備と人事管理
職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員の職務へのヘルスマスクケアを実施するなど、就業環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。
- 3 情報管理の徹底
職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

〔五三八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方二二二三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 船橋 啓二

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃

（変更後）

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

令和三年八月二十四日

二 届出年月日

令和三年十二月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五三九〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類 百十kV特別高压架空送電線路 玉野三蟠線新設工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和三年十二月二十四日から令和四年九月三十日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域
岡山県岡山市南区郡字西松尾、字中松尾、字東松尾、字清水谷、字巖石、字松山、字道違、字相撲場、字東奥、字城山、字城山下、字隅床、字東泉坊、字高山、字高山下、字寺岡、字中須賀、字極楽
" " " 飽浦字寺上、字龍向寺、字真肌、字下焼山、字新五郎谷、字水遊川、字鳶ノ巢、字宮ノ上、字宮ノ前、字岩戸嶽、字梶畑、字山本、字山本辻、字一本松、字大濱、字隅床
" " " 北浦字奥ノ池、字中ノ山、字尺之山
" " " 宮浦字西千川、字飽浦境
" " " 玉野市八浜町見石字北佐古、字寺尾

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

〔五四〇〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類 六十六kV特別高压架空送電線路 日比線N〇・八ノ十経年鉄塔建

替工事

三 立入りの目的 調査及び測量

四 立入りの期間 令和三年十二月二十四日から令和四年九月三十日まで

五 立ち入ろうとする土地の区域

岡山県玉野市長尾字岡ノ上、字池尻

〃 〃 迫間字西奥ケ市

〃 〃 玉原一丁目

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

〔五四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字中畑九七―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区福崎九一―一

長谷 勇人

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月十一日岡山県指令建指第二五四号

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

〔五四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字山崎東ノ丁二八―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町西原七九四―一 ガーデン三宅ハイツA棟二〇一号室

横張 晋史

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月九日岡山県指令建指第二九一号

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

〔五四三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（知事部局） 二九三式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和三年十一月十日
- 四 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社 岡山支社岡山第二営業部
岡山市北区下中野二三六番地の六
- 五 落札金額
三九、五二三、六四九円（うち消費税額及び地方消費税の額三、五九三、〇五九円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和三年十月十五日

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

〔五四四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（教育庁） 三二九式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和三年十一月十日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社両備システムズ
岡山市南区豊成二一七一―一六
- 五 落札金額
二五、九九一、六五八円（うち消費税額及び地方消費税の額二、三六二、八七八円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和三年十月十五日

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

〔五四五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
加入電話及び携帯電話への通信サービス調達
- 二 契約期間
令和四年一月一日から令和五年十二月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部装備課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和三年十二月九日
- 五 落札者の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目三番一号
- 六 落札金額
一年当たり一六、二五〇、四五四円（うち消費税額及び地方消費税の額一、四七七、三二四円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和三年十月十二日

◎岡山県企業局公告第四号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年十二月二十四日

岡山県公営企業管理者 片 岡 誠 一

1 調達内容

- (1) 購入等件名
岡山県企業局施設で使用する電気の調達
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における使用予定電力量
西之浦浄水場	倉敷市連島町西之浦5912-3	14,244,000kWh
亀島配水場	倉敷市水島南亀島町1-37	19,584,000kWh
鶴新田浄水場	倉敷市連島町鶴新田1200	15,993,000kWh
西河知取水場	倉敷市西河知町西原	129,000kWh
塩生加庄ポンプ場	倉敷市児島塩生2767-79	594,000kWh
船穂揚水機場	倉敷市船穂町船穂746-2	7,110,000kWh
笠岡浄水場	笠岡市金浦454	4,728,000kWh
発電総合管理事務所	岡山市北区芳賀5314	279,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の8施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの3年間の参考総価金額の8施設分の合計金額をもって、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、令和2年4月から令和3年3月までの使用実績等に基づくものであり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等(令和3年岡山県告示第39号。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(令和3年岡山県告示第354号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

岡山県公報 第12356号 令和3年12月24日

- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。
 - (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和4年1月25日（火） 正午
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号
岡山県企業局総務企画課経理班
電話 (086) 226-7543
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和3年12月24日（金）から令和4年1月25日（火）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
イ 交付方法
（1）の場所にて交付する。また、岡山県企業局のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/site/14/>）からダウンロードすることもできる。
 - (3) 入札書の提出方法
入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和4年2月9日（水） 午後3時
ただし、郵送等による場合にあつては、令和4年2月8日（火）午後5時を受領期限とする。
イ 場所

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

岡山市中区古京町一丁目7番36号

岡山県企業局第2会議室 (岡山県庁分庁舎3階)

ウ その他

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)アの期限までに提出するとともに、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を令和4年1月25日(火)午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、岡山県企業局は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity for Public Enterprises Bureau
62,661,000kWh

(2) Delivery period :
From 1 April, 2022 through 31 March, 2025

(3) Delivery place :
Nishinoura Water Purification Plant
5912-3 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi
Kamejima Water Distribution Station
1-37 Mizushimaminamikamejima-cho, Kurashiki-shi
Tsurushinden Water Purification Plant
1200 Tsurushinden, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi
Nishiachi Water Intake Station

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

- Nishibara, Nishiuchi-cho, Kurashiki-shi
Shionasu Pressure Pump Station
2767-79 Kojimashionasu, Kurashiki-shi
Funao Irrigation Pumping Station
746-2 Funao, Funao-cho, Kurashiki-shi
Kasaoka Water Purification Plant
454 Kanaura, Kasaoka-shi
Power Plant General Management Office
5314 Haga, Kita-ku, Okayama-shi
- (4) Time limit for tender :
3:00 P.M. 9 February, 2022 (by mail 5:00 P.M. 8 February, 2022)
- (5) Contact point for the notice :
General Affairs and Planning Division, Public Enterprises Bureau,
Okayama Prefectural Government,
1-7-36 Furugyo-cho, Naka-ku, Okayama-shi, Okayama-ken,
703-8278, Japan
TEL 086-226-7543 (direct dialing)

◎岡山県人事委員会規則第十二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次の一号を加える。

六 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）

第三条の規定により採用された職員のうち第十一条第一項第八号の休暇を取得する

職員の業務を処理することを職務内容とするもの

第十一条第一項第十六号中「（平成十五年岡山県条例第三十五号）」を削る。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の五号を加える。

十一 会計年度任用職員（一週間の勤務日数が三日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者で一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において五日（当該通院等が体外受精又は顕微授精である場合にあつては、十日）の範囲内の日又は時間

十二 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

十三 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

十四 会計年度任用職員（一週間の勤務日数が三日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者で一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。）が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後二週間を経過する日までの期間内における二日の範囲内の日又は時間

十五 会計年度任用職員（一週間の勤務日数が三日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者で一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。）の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間規則第三条の二の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内の日又は時間

第十二条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項第四号、第五号及び第九号」を「第一項第十一号、第十四号及び第十五号並びに前項第二号、第三号及び第七号」に改める。
第十四条第二項中「第十二条第二項第三号」を「第十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会公示第十号

選考を任命権者に委任する職の範囲を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

選考を任命権者に委任する職の範囲

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）第二十九条第一項の規定により、次に掲げる職の選考を任命権者に委任する。

一 非常勤の職（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条に規定する任期を定めた採用により任用される者をもって充てる職を除く。）への採用

二 県費負担の学校栄養職員及び小中学校事務職員の職に現に任用されている者をもって充てようとする他の地方公共団体の県費負担の学校栄養職員及び小中学校事務職員の職への採用

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用される者をもって充てる職への採用

四 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条に規定する任期を定めた採用により任用される者をもって充てる職のうち職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）第十一条第一項第八号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職への採用

附 則

（施行期日）

1 この公示は、令和四年一月一日から施行する。

（関係公示の廃止）

2 令和二年岡山県人事委員会公示第三号は、廃止する。

◎岡山県選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。
令和三年十二月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類
(第一号)

一以上の市町村等の
区域を単位とし
て設けられる支部

届出年月日

国民民主党岡山県総支部連合会

川合孝典

高橋徹

岡山市中区円山一一八サン

参議院議員

○

令和三・一一・三〇

ライズビル2階

◎岡山県選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和三年十二月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
太田えいじ後援会	太田 栄 司	会計責任者の氏名	市川 智 弘	西崎 知 佳	令和三・一一・二二
佐藤博文後援会	高 原 亮	代表者の氏名	高 原 亮	佐藤 昭 督	一一・一一・一一
中国電力労働組合政治連	板 茂 雄	会計責任者の氏名	市川 智 弘	西崎 知 佳	一一・一一・二二
盟岡山統括本部					
日本薬業政治連盟岡山県支部	三 好 潤	代表者の氏名	三 好 潤	兒嶋 俊 和	一〇・一一・一一

◎岡山県選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年十二月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山県支部連合会小田郡支部

小塚郁夫

令和三・一一・三〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

新しい岡山フォーラム

高井崇志

令和三・一一・一七

池田道孝後援会

渡辺崇昇

〃 一一・三〇

日本政策研究フォーラム

中島禎孝

〃 一一・一七

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定により実施した令和三年年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十二月二十四日

岡山県監査委員	柳
岡山県監査委員	市村田
岡山県監査委員	浅間義
岡山県監査委員	飛山美保

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財務監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和2年度

② 監査対象機関 137機関

(内 訳)

知事部局 34機関

諸局・企業会計 6機関

教育委員会 74機関

公安委員会 23機関

③ 監査実施機関 監査対象137機関のすべてについて監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、出向いての調査を予定していた出先機関の一部を書面による調査に変更し、必要に応じて当該機関の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（52機関）

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の調書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言が発令されていた状況に鑑み、東京事務所、大阪事務所の2機関についてはWeb会議システムを使用した対面による監査を行った。

イ 書面監査（85機関）

監査委員が、①の調書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

① 監査を実施した137機関のうち、20機関について42件の改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の27機関・45件に比べ、機関数、

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

件数ともに減少している。

- ② 指摘事項のうち収入未済額に係る25件に関しては、14件について未収額が減少しているものの、10件については未収額が増加、1件については増減がなかった。また、未収額が減少したもの及び増減がなかったものについても、なお多額の未収額が残っている。
- ③ 収入未済以外の指摘事項に関しては、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるもの、また、このような事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続等に問題があり、是正すべきと認められるもの（注意・指導事項）は63機関で314件あり、前年度の64機関・332件に比べ、機関数、件数ともに減少している。

監査実施機関	監査年月日	指摘事項	区分		
			実地	書面	
知事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	令和3年10月21日	—	○	
	消防学校	令和3年8月2日	—	○	
	東京事務所	令和3年8月24日	—	○ (Web)	
	県立記録資料館	令和3年8月27日	—	○	
	県民生活部	令和3年11月8日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	令和3年7月29日	—	○	
	岡山空港管理事務所	令和3年8月3日	—	○	
	消費生活センター	令和3年8月27日	—	○	
	男女共同参画推進センター	令和3年8月20日	—	○	
	環境文化部	令和3年11月9日	—	○	
	環境保健センター	令和3年8月5日	—	○	

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

	県立美術館	令和3年8月25日	—	○	
	保健福祉部	令和3年11月5日	有	○	
	福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	令和3年8月20日	有	○	
	倉敷児童相談所	令和3年8月5日	—	○	
	津山児童相談所	令和3年8月18日	有	○	
	県立成徳学校	令和3年8月16日	有	○	
	健康の森学園	令和3年6月16日	—		○
	産業労働部	令和3年11月5日	有	○	
	大阪事務所	令和3年8月17日	—	○ (Web)	
	工業技術センター	令和3年8月3日	有	○	
	南部高等技術専門校	令和3年8月6日	—	○	
	北部高等技術専門校	令和3年8月30日	—	○	
	北部高等技術専門校美作校	令和3年8月30日	—	○	
	農林水産部	令和3年10月29日	—	○	
	農林水産総合センター	令和3年8月31日	有	○	
	県営食肉地方卸売市場	令和3年9月30日	—	○	
	土木部	令和3年11月9日	有	○	
	後樂園事務所	令和3年8月16日	—	○	

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

	出納局	令和3年10月27日	—	○	
	備前県民局(東備地域事務所を含む。)	令和3年10月18日	有	○	
	備中県民局(井笠, 高梁, 新見地域事務所を含む。)	令和3年10月14日	有	○	
	水島港湾事務所		—	○	
	美作県民局(真庭, 勝英地域事務所を含む。)	令和3年10月6日	有	○	
諸 局 等	議会事務局	令和3年11月4日	有	○	
	人事委員会事務局	令和3年11月10日	—	○	
	労働委員会事務局	令和3年11月4日	—	○	
	監査事務局	令和3年10月27日	—	○	
	企業局	令和3年7月15日	有	○	
	土木部都市局(流域下水道事業会計)	令和3年7月15日	—	○	
教 育 委 員 会	教育庁	令和3年10月29日	有	○	
	岡山教育事務所	令和3年7月13日	—		○
	津山教育事務所	令和3年8月2日	—		○
	総合教育センター	令和3年6月15日	—		○
	生涯学習センター	令和3年6月15日	—		○
	県立図書館	令和3年6月16日	—		○

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

県立博物館	令和3年7月28日	—		○
古代吉備文化財センター	令和3年8月18日	—		○
岡山朝日高等学校	令和3年7月28日	—		○
岡山操山高等学校（中学校を含む。）	令和3年8月4日	—		○
岡山芳泉高等学校	令和3年7月14日	—		○
岡山一宮高等学校	令和3年7月26日	—		○
岡山城東高等学校	令和3年8月11日	—		○
西大寺高等学校	令和3年7月9日	—		○
瀬戸高等学校	令和3年7月28日	—		○
高松農業高等学校	令和3年7月28日	—		○
興陽高等学校	令和3年6月17日	—		○
瀬戸南高等学校	令和3年7月9日	—		○
岡山工業高等学校	令和3年7月13日	—		○
東岡山工業高等学校	令和3年7月29日	—		○
岡山東商業高等学校	令和3年6月16日	—		○
岡山南高等学校	令和3年7月29日	—		○
岡山御津高等学校	令和3年6月11日	—		○
倉敷青陵高等学校	令和3年8月10日	有		○

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

倉敷天城高等学校（中学校を含む。）	令和3年7月9日	—		○
倉敷南高等学校	令和3年7月9日	—		○
倉敷古城池高等学校	令和3年7月28日	—		○
倉敷中央高等学校	令和3年7月29日	—		○
玉島高等学校	令和3年7月27日	—	○	
倉敷鷺羽高等学校	令和3年6月28日	—		○
倉敷工業高等学校	令和3年7月28日	—		○
水島工業高等学校	令和3年7月14日	—		○
倉敷商業高等学校	令和3年7月28日	—		○
玉島商業高等学校	令和3年6月24日	—		○
津山高等学校（中学校を含む。）	令和3年7月30日	—	○	
津山東高等学校	令和3年8月18日	—		○
津山工業高等学校	令和3年7月26日	—		○
津山商業高等学校	令和3年7月9日	—		○
玉野高等学校	令和3年7月28日	—		○
玉野光南高等学校	令和3年8月19日	—		○
笠岡高等学校	令和3年7月28日	—		○
笠岡工業高等学校	令和3年6月14日	—		○

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

笠岡商業高等学校	令和3年7月26日	—		○
井原高等学校	令和3年7月28日	—		○
総社高等学校	令和3年6月10日	—		○
総社南高等学校	令和3年6月28日	—		○
高梁高等学校	令和3年8月26日	有		○
高梁城南高等学校	令和3年6月22日	—		○
新見高等学校	令和3年6月24日	有		○
備前緑陽高等学校	令和3年7月9日	—		○
邑久高等学校	令和3年7月26日	—	○	
勝山高等学校	令和3年7月29日	—		○
真庭高等学校	令和3年8月18日	—	○	
林野高等学校	令和3年7月30日	—	○	
鴨方高等学校	令和3年7月26日	—		○
和気閑谷高等学校	令和3年7月13日	—		○
矢掛高等学校	令和3年6月7日	—		○
勝間田高等学校	令和3年8月4日	—		○
烏城高等学校	令和3年7月28日	—		○
岡山大安寺中等教育学校	令和3年8月10日	—		○
岡山盲学校	令和3年6月24日	—		○

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

	岡山聾学校	令和3年6月14日	—		○
	岡山支援学校	令和3年7月29日	—		○
	岡山西支援学校	令和3年6月15日	—		○
	岡山東支援学校	令和3年7月26日	—		○
	岡山南支援学校	令和3年7月9日	—		○
	岡山瀬戸高等支援学校	令和3年7月13日	—		○
	倉敷まきび支援学校	令和3年6月15日	—		○
	倉敷琴浦高等支援学校	令和3年8月10日	—		○
	西備支援学校	令和3年7月28日	—		○
	健康の森学園支援学校	令和3年6月16日	—		○
	東備支援学校	令和3年8月2日	—	○	
	早島支援学校	令和3年6月28日	—		○
	誕生寺支援学校	令和3年6月16日	—		○
公安委員会	警察本部	令和3年11月8日	有	○	
	岡山中央警察署	令和3年7月13日	—		○
	岡山東警察署	令和3年7月14日	—		○
	岡山西警察署	令和3年8月11日	—		○
	岡山南警察署	令和3年7月29日	—	○	
	岡山北警察署	令和3年7月27日	—	○	

赤磐警察署	令和3年8月2日	—		○
備前警察署	令和3年7月21日	—		○
瀬戸内警察署	令和3年7月26日	—	○	
玉野警察署	令和3年7月26日	—		○
児島警察署	令和3年9月2日	有		○
倉敷警察署	令和3年8月6日	—	○	
水島警察署	令和3年7月9日	—		○
玉島警察署	令和3年7月13日	—		○
笠岡警察署	令和3年7月14日	—		○
井原警察署	令和3年7月19日	—	○	
総社警察署	令和3年8月2日	—		○
高梁警察署	令和3年8月2日	—		○
新見警察署	令和3年8月2日	—		○
真庭警察署	令和3年7月12日	—		○
津山警察署	令和3年8月2日	—		○
美作警察署	令和3年8月18日	—		○
美咲警察署	令和3年8月2日	—		○

(2) 個別の事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 県民生活部

ア 本庁

- ・雑入（自立促進資金貸付金償還金）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

令和元年度末	15,093,217円
令和2年度末	14,203,547円
比較増減	△889,670円

② 保健福祉部

ア 本庁

- ・収入未済額について、雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額は減少しているものの、雑入（児童扶養手当返納金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金）収入未済状況

令和元年度末	3,599,400円
令和2年度末	1,403,000円
比較増減	△2,196,400円

雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況

令和元年度末	1,471,220円
令和2年度末	1,935,740円
比較増減	464,520円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	6,659,115円
令和2年度末	6,371,550円

比較増減	△287,565円
------	-----------

イ 福祉相談センター

- ・収入未済額について、児童保護弁償金に係る延滞金については総額は減少しているものの、児童保護弁償金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和元年度末	3,786,440円
令和2年度末	4,285,460円
比較増減	499,020円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

令和元年度末	1,476,000円
令和2年度末	1,310,600円
比較増減	△165,400円

ウ 津山児童相談所

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和元年度末	9,825,080円
令和2年度末	9,312,950円
比較増減	△512,130円

エ 県立成徳学校

- ・前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でな

いものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可（職員駐車場）に係る使用料の算出に当たり、徴収対象外である職員について、徴収し収入していたものが認められた。

③ 産業労働部

ア 本庁

- ・中小企業支援資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	469,585,362円
令和2年度末	456,828,726円
比較増減	△12,756,636円

イ 工業技術センター

- ・消耗品に係る支出について、支出負担行為決議書兼支出命令書の入力内容に誤りがあり、正しく入力し直したが、誤りの伝票の取消処理が漏れていたため、二重払となったものが認められた。
- ・前年度の注意・指導事項のうち、支出の積算基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、短時間勤務会計年度任用職員の報酬に係る支出について、旅費（通勤費用）は別途支給しているが、報酬に旅費を含めた額で支給したため、旅費が二重払になったものが認められた。

④ 農林水産部

ア 農林水産総合センター

- ・同一の修繕事業について、二重払をしたものが認められた。
- ・生物科学研究所内で使用していた県有重要物品である「リアルタイムPCR解析システム」1台の亡失が認められた。

⑤ 土木部

ア 本庁

- ・土木使用料（住宅使用料）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

令和元年度末	48,160,490円
令和2年度末	46,101,831円
比較増減	△2,058,659円

⑥ 備前県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額は減少しているものの、県税（滞納繰越分）、県税関係諸収入（延滞金、加算金）及び雑入（生活保護費返還金・徴収金外）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和元年度末	679,875,307円
令和2年度末	696,612,021円
比較増減	16,736,714円

県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況

令和元年度末	79,212,771円
令和2年度末	81,746,690円
比較増減	2,533,919円

雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

令和元年度末	3,631,632円
令和2年度末	3,729,273円
比較増減	97,641円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	9,709,760円
令和2年度末	9,520,032円
比較増減	△189,728円

農業改良資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	26,664,762円
令和2年度末	25,034,762円
比較増減	△1,630,000円

- ・前年度の注意・指導事項のうち、必要な契約書、請書のないもの又はその内容が適正でないものについて、本年度の監査においても、堤防監視業務の委託契約書について、契約解除の条件及び四半期ごとに支払うとされている委託料の額が記載されていないものが認められた。

⑦ 備中県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金）については総額は減少しているものの、雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はなく、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については増加している。いずれの項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

令和元年度末	4,235,178円
令和2年度末	2,602,878円
比較増減	△1,632,300円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	6,102,159円
令和2年度末	6,389,555円
比較増減	287,396円

農業改良資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	6,097,907円
令和2年度末	6,108,226円
比較増減	10,319円

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

令和元年度末	3,567,040円
令和2年度末	3,567,040円
比較増減	0円

イ 新見地域事務所

- ・令和元年度の消耗品の支払について、正当債権者でない者に支出していたことが、令和2年度に正当債権者からの申し出により判明したものが認められた。

⑧ 美作県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、雑入（スラッジ撤去処理処分費用）及び雑入（生活保護費返還金・徴収金外）については総額は減少しているものの、県税関係諸収入（延滞金、加算金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（スラッジ撤去処理処分費用）収入未済状況

令和元年度末	2,187,000円
--------	------------

令和2年度末	2,172,000円
比較増減	△15,000円

県税関係諸収入（延滞金，加算金）収入未済状況

令和元年度末	3,892,992円
令和2年度末	5,190,038円
比較増減	1,297,046円

雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

令和元年度末	6,156,955円
令和2年度末	3,487,130円
比較増減	△2,669,825円

- ・落札決定後に応札者からの指摘により設計書に違算があることが判明し，落札決定を取り消したものが認められた。

イ 真庭地域事務所

- ・PHS及び携帯電話の公衆電話基地局の機器の稼働に要する電気料金について，年額により金額を定めている場合は，年度当初に調定し4月末日までに収入すべきところ，調定事務を怠り，翌々年度に2年分を収入処理しているものが認められた。
- ・雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）の収入未済額が新たに発生しており，改善が必要である。

雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）収入未済状況

令和元年度末	0円
令和2年度末	1,832,000円
比較増減	1,832,000円

ウ 勝英地域事務所

- ・コピー用紙代について、債権者の確認を怠り、誤って別の業者へ支払をし、支払を受けた業者からの連絡により判明したものが認められた。
- ・前年度の注意・指導事項のうち、支出関係で適正でないものについて、本年度の監査においても、特定鳥獣専門指導員の報酬について、支出予定額を超えて執行しているものが認められた。

○ 諸局等

① 議会事務局

- ・議会バス運行管理業務委託について、予定価格が県の規則で定める額を超えているにもかかわらず、随意契約をしているものが認められた。

② 企業局

- ・営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

令和元年度末	76,228,931円
令和2年度末	78,841,720円
比較増減	2,612,789円

○ 教育委員会

① 教育庁

- ・高等学校等奨学金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものなお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

令和元年度末	55,986,591円
令和2年度末	26,698,952円
比較増減	△29,287,639円

② 倉敷青陵高等学校

- ・生徒の保護者へ給付する災害共済給付金について、給付対象の生徒と同姓同名の、別の生徒の保護者へ誤って給付し、正当な受給者からの連絡により判明したものが認められた。

③ 高梁高等学校

- ・グラウンド法面改修工事について、進行管理を怠り、適切な事務処理が行えず、不適正な契約を締結しているものが認められた。

④ 新見高等学校

- ・生産物売払収入について、納入義務者への納入通知書の送付漏れのため、納期限後に収入しているものが認められた。

○ 公安委員会

① 警察本部

- ・諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

諸収入（放置違反金等）収入未済状況

令和元年度末	3,945,300円
令和2年度末	2,264,300円
比較増減	△1,681,000円

- ・留置者の医療費について、債権者の確認を怠り、請求書記載の医療機関と同一名称の別の医療機関に支出しているものが認められた。

② 児島警察署

- ・物品の支払について、債権者でない業者に支払をしているものが認められた。

3 所見

(1) 財務事務の適正化について

前年度の監査の結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務事務の執行を求めていたが、本年度の監査では、指摘事項、注意・指導事項とも該当機関数及び件数が減少しており、全体としては一定の改善が見られたところである。

しかしながら、指摘事項、注意・指導事項の件数自体は高い水準にあり、一部には件数が大幅に増加した機関もあるなど、依然として財務事務の適正な執行が徹底されていないものと見受けられる。

こうした状況の要因としては、それぞれの機関において定期監査の結果を踏まえた改善に向けての取組が全職員に十分に浸透しておらず、全庁的にも情報の共有が十分でないことが考えられる。本年度は、前年度から始まった会計年度任用職員に

関する事務処理の不備が見受けられたことから、担当職員が適切に事務処理をできるような仕組みやルールづくりについて、もう一段の工夫を加える必要がある。特にデジタル技術が進む中で、そうした技術の活用による知識の習得とともに事務の進行管理を適切に行うことのできるチェック方法の確立により指摘事項等が防止でき、大幅な改善につながると考えられる。

こうした監査結果の趣旨を全庁的に徹底し、財務事務の適正かつ効率的な執行に一層努められたい。

また、財産関係では、前年度よりも減少しているものの、公用車による交通事故での亡失損傷が引き続き多くの機関で発生しており、発生件数自体も高止まりしている。事故の原因についても、前年度と同様にバック時の接触事故等不注意による自損事故が多くを占めている上、原因が不明のものもあり、各機関での安全運転教育及び公用車の適正な管理に対する意識の徹底を図るとともに、全庁的に「県の保有する財産は県民が保有する財産である。」との再認識を持つ取組を行うことにより、より一層の事故の発生防止に努められたい。

なお、内部統制制度については、財務監査においても運用上の不備の報告漏れが見受けられたことなどから、職員に対し、内部統制の目的に対する意識の徹底と浸透を図るとともに、重要性に対する認識を高めることにより、主体的な取組を促進し、制度がより効果的に運用されるよう取り組まれたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、収入未済のある機関の大半で未収額が減少しており、新型コロナウイルス感染症に係る県税の徴収猶予の特例制度を考慮すれば、全体で1億を超える縮減が見られたところであり、多くの機関で債権回収の取組が成果を上げているものと認められる。しかしながら、なお多額の未収額があることから、県民負担の不公平感を払拭し、適正に財源を確保する観点に立って、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行うとともに、個々の実情に応じたきめ細かな措置も適切に講じることにより、収入未済の早期解消に努められたい。

また、本年度の監査において、未収額が増加した機関もあることから、新たな未収金を発生させないよう適時適切な対応に努められたい。

令和3年12月24日 岡山県公報 第12356号

七	行
表老人ホームの項中	誤
表病院の項中	正

〔一五〕令和三年十二月七日付け公布岡山県選管告示第八十八号（不在者投票を行うことのできる施設の指定の一部改正）に誤りがあった。